

事後審査型制限付一般競争入札の執行について

令和3年5月31日

大阪広域環境施設組合 事務局長 蓑田 哲生

事後審査型制限付一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

案件名称		令和3年度舞洲工場低濃度PCB廃棄物収集運搬・処分業務委託
履行または納入場所		舞洲工場
期間または履行期限		令和4年3月31日
案件概要		舞洲工場に保管するポリ塩化ビフェニル廃棄物を、処理施設に収集運搬する業務と、処分する業務を行う
最低制限・調査基準価格適用の有無		—
入札参加資格	登録種目	<p>令和元・2・3年度大阪広域環境施設組合(平成31・32・33年度大阪市・八尾市・松原市環境施設組合)入札参加有資格者名簿に以下の承認種目で登録していること。</p> <p>○単体企業で参加する者 「01:建物等各種施設管理-16:廃棄物処理-05:特別管理産業廃棄物(収集・運搬)」及び「01:建物等各種施設管理-16:廃棄物処理-06:特別管理産業廃棄物(処分)」</p> <p>○業務の提携をしている二つの企業で参加する者 「01:建物等各種施設管理-16:廃棄物処理-05:特別管理産業廃棄物(収集・運搬)又は「01:建物等各種施設管理-16:廃棄物処理-06:特別管理産業廃棄物(処分)」 (ただし、業務提携によりそれぞれ担当する業務に応じた登録をされていること。)</p>
	必要な許認可(登録)等	<p>○収集運搬する業務担当 廃掃法第14条の4第1項の規定に基づく特別管理産業廃棄物の収集運搬業については、次の(ア)及び(イ)を満たす許可を有する者、又は入札参加が単体企業であって、廃掃法第15条の4の4第1項に基づく無害化処理認定について次の(ウ)を満たす認定を有する者であること。 (ア)積み込む場所及び積み下ろす場所を含む区域を管轄する都道府県知事(又は政令市長※)の特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可 (イ)上記(ア)の許可証において、廃掃法第2条第5項に規定する特別管理産業廃棄物のうち、次に掲げる種類が明記されていること。 ・ポリ塩化ビフェニル汚染物 (ウ)無害化処理の大臣認定制度 ただし、同認定証に記載された、「処理する産業廃棄物の種類」として次に掲げる項目が記載され、廃油、トランス・コンデンサ等微量PCB混入電気機器及び処理しようとする物の区分に応じた汚染物の処理が含まれていること、かつ「収集又は運搬の有無」の区分が「有」と記載されていること。 ・廃掃法施行令第2条の4第5号ロに規定するポリ塩化ビフェニル汚染物</p> <p>○処分する業務担当 廃掃法第14条の4第6項の規定に基づく特別管理産業廃棄物の処分業について、次の(エ)を満たす許可を有する者又は、同法第15条の4の4第1項に基づく無害化処理認定について次の(オ)を満たす認定を有する者であること。 (エ)当該処分を行う区域を管轄する都道府県知事(又は政令市長※)の特別管理産業廃棄物処分業の許可 ただし、同許可証において、廃掃法第2条第5項に規定する特別管理産業廃棄物のうち、次に掲げる種類が明記されていること。 ・ポリ塩化ビフェニル汚染物 (オ)無害化処理の大臣認定制度 ただし、同認定証に記載された、「処理する産業廃棄物の種類」として次に掲げる項目が記載され、廃油、トランス・コンデンサ等微量PCB混入電気機器及び処理しようとする物の区分に応じた汚染物の処理が含まれていること。 ・廃掃法施行令第2条の4第5号ロに規定するポリ塩化ビフェニル汚染物</p> <p>※政令市長とは、廃掃法施行令第27条第1項に規定する市長のことをいう。</p>
	その他(実績要件等)	—
仕様書	配布開始日	令和3年5月31日(月)
	配布方法	本案件にかかる別添PDFファイルをダウンロードしてください。

仕様書等 に対する 質問・回答	質問締切日時	令和3年6月7日(月) 午後5時
	方法	大阪広域環境施設組合総務部経理課あて電子メール【nyuusatsu@osaka-env-paa.jp】にて質問すること(任意添付文書も可)。
	回答日	令和3年6月11日(金)～入札日時まで
	方法	大阪広域環境施設組合のホームページに掲載する。 (大阪広域環境施設組合ホームページ>入札契約情報>当該案件の「質問への回答」欄) ただし、質問がない場合は掲載しない。
入札日時 (即時開札)	令和3年6月18日(金)午前10時 ※入札室は約30分前より開場 入札書は本ファイル(公告)添付の書類を使用すること。	
入札執行場所	大阪広域環境施設組合入札室 (大阪市阿倍野区阿倍野筋1-5-1 あべのルシアス11階)	
入札方法	共通事項に記載 ※入札書の提出の際には業務提携者として入札に参加する場合は、委任状及び業務提携書を添付すること	
入札参加資格審査資料等提出日時	開札日～開札日の翌開庁日の午後5時30分	
入札参加資格審査資料等提出場所	下記の契約担当	
入札参加資格審査提出資料	本ファイル(公告)添付の「提出資料について」のとおり。提出の際には、本ファイル(公告)添付の様式を使用すること。 落札者又は契約の相手方に決定され、契約保証金の納付免除申請をする時は、遅延なく、公告本文記載の契約担当に入札説明書末尾添付の実績調書(契約保証金免除申請用)を提出すること。(契約金額が500万円以上の案件に限る) ※業務の提携をしている二つの企業で参加する者については、それぞれ提出すること	
落札決定(予定)日	令和3年6月24日(木)を予定とするが、前後する場合がある。	
落札者の決定方法	共通事項に記載	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・単体企業にあつては、本入札に業務提携者として参加する者でないこと。 ・業務提携者にあつては、各企業が本案件の入札参加の申請をしている単体の企業及び他の業務提携者の構成員でないこと。 ・業務の提携をしている二つの企業で参加する者については、それぞれが、大阪広域環境施設組合と契約するものとする。 	
契約担当	大阪広域環境施設組合 総務部経理課 大阪市阿倍野区阿倍野筋1-5-1 あべのルシアス12階 電話 06-6630-3349	
事業担当	大阪広域環境施設組合 施設部施設管理課 大阪市阿倍野区阿倍野筋1-5-1 あべのルシアス12階 電話 06-6630-3360	

入札日時 令和 3 年 6 月 18 日 (金) 午前 10 時 00 分

次のとおり届けます。
当社は、消費税及び地方消費税に係る
 課税事業者です。
 免税事業者です。
本案件に参加する者は
 単体企業です。
 業務提携企業です。

1

入札書

令和 年 月 日

入札参加資格業者番号

大阪広域環境施設組合 事務局長

様

住所又は
事務所所在地
フリガナ
商号又は名称
氏名又は代表者氏名

Ⓜ

下記について関係法令・貴組合関係規定を守り別紙仕様書及び通知事項を確認のうえ次の金額で申し込みます。

金額	百万	千	円

記

①の内訳として、**収集運搬** 円② **処分** 円③

※②と③の合計金額が①と一致するように記入してください。

業務名称	令和3年度舞洲工場低濃度PCB廃棄物収集運搬・処分業務委託
期間または履行期限	令和4年3月31日
履行場所	舞洲工場

1 入札に付すべき事項	別紙仕様書のとおり
2 入札保証金	免除（大阪広域環境施設組合契約規則第18条第1項第2号による）
3 契約条項を示す場所	大阪広域環境施設組合総務部経理課
4 入札執行場所	大阪広域環境施設組合入札室（あべのルシアス11階）
5 入札執行日時（入札書提出期限）	上記のとおり
6 入札の無効	次の場合に該当する入札は、無効とする。 ○ 大阪広域環境施設組合契約規則第27条第1項各号のいずれかに該当する入札 ○ 本入札書を用いないでした入札 ○ 同一入札について、他の入札者の代理人を兼ね又は2人以上の代理人として入札したときはその全部の入札 ○ 地方自治法施行令第167条の10第2項の規定による最低制限価格を設けた場合において、最低制限価格より低い価格でした入札 ○ 再度入札の場合にあつては、前回最低入札書記載金額以上でした入札 ○ 審査の結果、入札参加資格を有していないとされた者がした入札 ○ 指定する日時までに資格審査資料等を提出しなかった者がした入札 なお、無効の入札をした者は再度の入札に参加することができない。
7 入札書記載方法等	○ 入札者は、本入札書をA4サイズ白無地用紙にダウンロード印刷して使用すること。 ○ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
8 その他	○ 落札者又は契約の相手方に決定されたときは、遅滞なく契約締結の手続きをすること。 ○ 入札保証金の納付を免除された者が、落札決定後、正当な理由がなく指定期限までに契約を締結しないときは、大阪広域環境施設組合契約規則第20条第2項により落札金額の100分の3に相当する額の違約金を徴収する。 ○ 入札者は、提出済みの入札書の書き換え、引換え又は撤回をすることはできない。 ○ 個人は本人、法人は代表者又はそれぞれの委任状を提出し、確認を受けた代理人が記名押印すること。 ○ この入札において、契約者が大阪広域環境施設組合契約規則第54条の規定に該当する場合は、当該契約金額の100分の20に相当する額の損害賠償金を納付しなければならない。

事業請負契約決議書

標 題	上記契約の締結について				取扱責任者	文書主任	
本書のとおり契約を締結する。							
契約方法	<input type="checkbox"/> 制限付一般競争入札	<input type="checkbox"/> 落札 <input type="checkbox"/> 決定	保証事項	<input type="checkbox"/> 契約保証金 (契約金額の10/100以上) <input type="checkbox"/> 履行保証保険 <input type="checkbox"/> 免除（取り扱い1(1)(2)(3)	公印審査		
決裁	事務局長	総務部長	経理課長	係長(計理)			係長(契約)
						起案	令和 . . .
						決裁	令和 . . .
						契約番号	第 号

業務提携書

処分業者	(商号又は名称)
収集運搬業者	(商号又は名称)

上記の処分業者及び収集運搬業者（以下「業務提携者」という。）は、大阪広域環境施設組合が発注する令和3年度舞洲工場低濃度PCB廃棄物収集運搬・処分業務委託の事後審査型制限付一般競争入札に参加するにあたり、次のとおり業務を提携する。

第1条 上記の業務を受託した場合、業務提携者は、各者が大阪広域環境施設組合と契約を締結するとともに、連絡調整、連携等を図りながら、法令等に基づき適正に業務を遂行するものとする。

第2条 大阪広域環境施設組合と契約締結に至った場合、処分業者及び収集運搬業者は入札時に大阪広域環境施設組合に提出する「入札書内訳額」に記載の金額をもって、それぞれが、大阪広域環境施設組合と契約するものとする。

第3条 業務提携の期間は業務提携締結の日から令和4年3月31日までとする。

第4条 業務提携に必要なその他の条件については、業務提携者の間で別途定めるものとする。

この業務提携の成立を証するため、本書3通を作成し、業務提携者は各自1通を保有するとともに、1通を大阪広域環境施設組合へ提出するものとする。

令和 年 月 日

(処分業者) 業者番号 _____

住所又は事務所所在地

商号又は名称

氏名又は代表者名 _____ 印

(収集運搬業者) 業者番号 _____

住所又は事務所所在地

商号又は名称

氏名又は代表者名 _____ 印

令和 年 月 日

大阪広域環境施設組合 事務局長 様

住所又は事務所所在地

商号又は名称

氏名又は代表者名 印 (A)

当社は、以下のとおり、令和3年度舞洲工場低濃度PCB廃棄物収集運搬・
処分業務委託に関する入札及び見積りに関する一切の権限を業務提携先である
(B) から委任を受けていることを証します。

委 任 状

令和 年 月 日

商号又は名称

氏名又は代表者名 様 (A)

住所又は事務所所在地

商号又は名称

氏名又は代表者名 印 (B)

このたびの下記業務の入札及び見積りに関する一切の権限を委任致します。

件名 令和3年度舞洲工場低濃度PCB廃棄物収集運搬・処分業務委託

提出資料について

入札参加資格審査資料（落札候補者となった場合のみ対象とする）

	提出書類	提出時期	提出すべき者	説明	様式の取得方法	提出方法
①	公告文に定める入札参加資格を証する資料等	案件ごとに定める開札日～開札日の翌開庁日午後5時30分 ※指示があった場合 指示日～指示日の翌開庁日午後5時30分	落札候補者	公告文の「必要な許認可（登録）等」欄及び「その他（実績要件等）欄において入札資格を求めている場合、当該資格を有することを証するもの	本ファイル（公告）末尾の書類を使用すること	必要な添付資料（許認可証の写し、履行実績に係る契約書の写し等）が指定されている場合は、併せて提出すること
②	資本関係・人的関係等に関する調査書			本ファイル添付の様式を使用すること		
③	誓約書			大阪広域環境施設組合契約関係暴力団排除措置要綱に基づく誓約書 （契約金額※が500万円以上の場合のみ）	本ファイル添付の様式を両面印刷し使用すること	
④	事業協同組合で参加の場合、組合員名簿			開札日現在の組合員がわかるもの	申請者において用意すること	

※契約金額:入札金額に1.10を乗じた額

低入札価格調査時に提出するもの（低入札価格調査制度適用案件のみ対象とする）

	提出書類	提出時期	提出すべき者	説明	様式の取得方法	提出方法
①	低入札価格根拠資料	案件ごとに定める開札日～開札日の翌開庁日午後5時30分	低入札価格調査基準価格未満の価格で入札した落札候補者	低入札価格調査基準価格を下回る価格で入札の場合	提出書類、様式、作成・提出要領等については仕様書等に含めて配布	

資本関係・人的関係等に関する調査書

令和 年 月 日

大阪広域環境施設組合 契約担当者 事務局長 様

入札書提出時において、資本関係・人的関係等は次のとおり相違ありません。

主たる営業所
(又は支店等)
の所在地
商号又は名称
代 表 者
(又は受任者)
役職・氏名

使用印

1 会社法(平成17年法律第86号)第2条第3の2号(*1)及び第4の2号(*2)の規定による親会社等又は子会社等について

- 該当するものではありません
- 次のとおりです

親会社等・子会社等の別	業者番号	商号又は名称	所在地	議決権の被所有割合(%) [()はうち間接被所有割合]
				()
				()

2 自社役員で他社の役員(*3)を兼務している会社について

- 該当するものではありません
- 次のとおりです

自社役員氏名	自社での役職名	業者番号	商号又は名称	所在地	役職名

3 事業協同組合に加入している場合(*4)について

- 該当するものではありません
- 次のとおりです

組合名

(注)入札参加者が事業協同組合の場合、組合員名簿を提出すること

4 自社代表者で他社の代表者と夫婦、親子(*5)の関係にある会社について

- 該当するものではありません
- 次のとおりです

業者番号	商号又は名称	所在地	代表者氏名	続柄

5 自社代表者で他社の代表者と血族の兄弟姉妹(*6)の関係にある会社で、かつ、本店又は、受任者を設けている場合で、その支店、営業所の所在地が同一場所である他の会社について

- 該当するものではありません
- 次のとおりです

業者番号	商号又は名称	所在地	代表者氏名	続柄

6 電話、ファクシミリ、メールアドレス等の連絡先が同一である他の会社について

- 該当するものではありません
- 次のとおりです

業者番号	商号又は名称	所在地	同一の内容(○をつけてください)
			電話・FAX・メールアドレス・その他
			電話・FAX・メールアドレス・その他

7 自社の者で、他者の大阪広域環境施設組合の入札に関わる営業活動にも携わっている者がいる他の会社について

- 該当するものではありません
- 次のとおりです

氏名	自社での役職名	業者番号	商号又は名称	所在地	役職名

※各項目の□の欄に☑を入れること。また、記入欄が不足する場合は別紙を添付すること。

資本関係・人的関係等に関する調書の記入要領

- 1 関係する会社は、物品供給・業務委託入札参加有資格者に限って記入すること。
- 2 各項目において、該当会社が複数ある場合は該当会社全てを記載すること。なお、表の行数が足りない場合は、それぞれ別紙用紙を作成・記載のうえ割り印をし提出すること。
- 3 (*1) (*2)会社法第2条第3の2号及び第4の2号は下の参考1及び別紙参考3を参照すること。
- 4 (*3)役員とは、法人の場合は取締役等。
(会社更生又は民事再生の手続き中にある場合はその管財人を含む。) また、個人の場合は代表者。なお、監査役及び執行役員は役員に含めない。
- 5 (*4)入札参加者が事業協同組合の場合、組合員名簿を提出すること。
- 6 (*5)夫婦、親子とは(参考2)の で囲まれた者。
- 7 (*6)血族の兄弟姉妹とは(参考2)の で囲まれた者。

(参考1)

会社法(平成17年法律第86号)

第2条(定義)

一 略

二 略

三 略

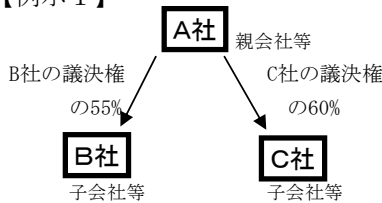
三の二 子会社等 次のいずれかに該当する者をいう。
イ子会社
ロ会社以外の者がその経営を支配している法人として法務省令で定めるもの

四 略

四の二 親会社等 次のいずれかに該当する者をいう。
イ親会社
ロ株式会社の経営を支配している者(法人であるものを除く。)として法務省令で定めるもの

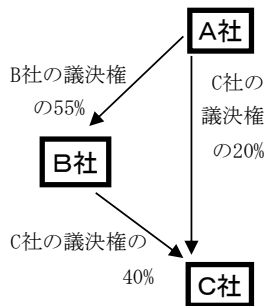
親会社、子会社の例

【例示1】



A社はB・C社を記載
B社はA・C社を記載
C社はA・B社を記載

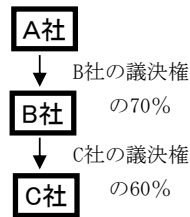
【例示2】



B社はA社の「子会社等」であり、親会社等であるA社及び子会社等であるB社が、C社の議決権の過半数を有することから、A社はC社の「親会社等」とみなされ、C社はA社の「子会社等」とみなされる。

A社はB・C社を記載
B社はA・C社を記載
C社はA・B社を記載

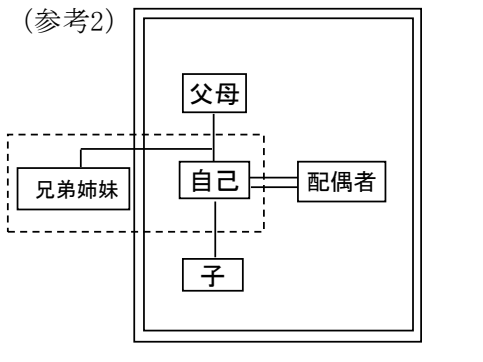
【例示3】



B社はA社の「子会社等」であり、子会社等であるB社がC社の議決権の過半数を有することからA社はC社の「親会社等」とみなされ、C社はA社の「子会社等」とみなされる。

A社はB・C社を記載
B社はA・C社を記載
C社はA・B社を記載

(参考2)



会社法施行規則

第二章 子会社等及び親会社等

(子会社等及び親会社等)

第三条の二 法第二条第三号の二 ロに規定する法務省令で定めるものは、同号 ロに規定する者が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該他の会社等とする。

2 法第二条第四号の二ロに規定する法務省令で定めるものは、ある者(会社等であるものを除く。)が同号ロに規定する株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該ある者とする。

3 前二項に規定する「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」とは、次に掲げる場合(財務上又は事業上の関係からみて他の会社等の財務又は事業の方針の決定を支配していないことが明らかであると認められる場合を除く。)をいう(以下この項において同じ。)

一 他の会社等(次に掲げる会社等であって、有効な支配従属関係が存在しないと認められるものを除く。以下この項において同じ。)の議決権の総数に対する自己(その子会社等を含む。以下この項において同じ。)の計算において所有している議決権の数の割合が百分の五十を超えている場合

イ 民事再生法 の規定による再生手続開始の決定を受けた会社等

ロ 会社更生法 の規定による更生手続開始の決定を受けた株式会社

ハ 破産法 の規定による破産手続開始の決定を受けた会社等

ニ その他イからハまでに掲げる会社等に準ずる会社等

二 他の会社等の議決権の総数に対する自己の計算において所有している議決権の数の割合が百分の四十以上である場合(前号に掲げる場合を除く。)であって、次に掲げるいずれかの要件に該当する場合

イ 他の会社等の議決権の総数に対する自己所有等議決権数(次に掲げる議決権の数の合計数をいう。次号において同じ。)の割合が百分の五十を超えていること。

(1) 自己の計算において所有している議決権

(2) 自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者が所有している議決権

(3) 自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権

(4) 自己(自然人であるものに限る。)の配偶者又は二親等内の親族が所有している議決権

ロ 他の会社等の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の総数に対する次に掲げる者(当該他の会社等の財務及び事業の方針の決定に関して影響を与えることができるものに限る。)の数の割合が百分の五十を超えていること。

(1) 自己(自然人であるものに限る。)

(2) 自己の役員

(3) 自己の業務を執行する社員

(4) 自己の使用人

(5) (2) から(4) までに掲げる者であった者

(6) 自己(自然人であるものに限る。)の配偶者又は二親等内の親族

ハ 自己が他の会社等の重要な財務及び事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること。

ニ 他の会社等の資金調達額(貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。)の総額に対する自己が行う融資(債務の保証及び担保の提供を含む。ニにおいて同じ。)の額(自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者及び自己(自然人であるものに限る。)の配偶者又は二親等内の親族が行う融資の額を含む。)の割合が百分の五十を超えていること。

ホ その他自己が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配していることが推測される事実が存在すること。

三 他の会社等の議決権の総数に対する自己所有等議決権数の割合が百分の五十を超えている場合(自己の計算において議決権を所有していない場合を含み、前二号に掲げる場合を除く。)であって、前号ロからホまでに掲げるいずれかの要件に該当する場合

令和 年 月 日

大阪広域環境施設組合
契約担当者 事務局長 様

住所又は事務所所在地
フリガナ
商号又は名称
フリガナ
氏名又は代表者名 印
生 年 月 日 年 月 日生
受 任 者 名

誓 約 書

私は、貴組合が大阪広域環境施設組合契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、公共工事その他の事務事業により暴力団を利することとならないように、暴力団員及び暴力団密接関係者を入札、契約等から排除していることを承知したうえで、次に掲げる事項を誓約します。

1 私は、次の公共事業等を受注するに際して、暴力団員又は大阪広域環境施設組合契約関係暴力団排除措置要綱第2条第5号アからカまでに掲げる者のいずれにも該当しません。

工事又は業務の名称：

2 私は、大阪広域環境施設組合契約関係暴力団排除措置要綱第2条第5号アからカに掲げる者の該当の有無を確認するため、貴組合から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。

3 私は、本誓約書及び役員名簿等が貴組合から大阪府警察本部に提供されることに同意します。

4 私が本誓約書1に該当する事業者であると貴組合が他の地方公共団体その他公共団体から情報提供等を受け、又は貴組合の調査により判明した場合は、貴組合が大阪広域環境施設組合契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、大阪広域環境施設組合ホームページ等において、その旨を公表することに同意します。

5 私が大阪広域環境施設組合契約関係暴力団排除措置要綱第2条第8号に規定する下請負人等を使用する場合は、これら下請負人等（ただし、契約金額500万円未満のものは除く。）から誓約書を徴し、当該誓約書を貴組合に提出します。

6 私が使用する下請負人等が、本誓約書1に該当する事業者であると貴組合が他の地方公共団体その他公共団体から情報提供等を受け、又は貴組合の調査により判明し、貴組合から下請契約等の解除又は二次以降の下請負にかかる契約等の解除の指導を受けた場合は、当該指導に従います。

○大阪広域環境施設組合契約関係暴力団排除措置要綱（抜粋）

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

(5) 暴力団密接関係者 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものとして、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者

イ 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（ウにおいて「利益の供与」という。）をした者

ウ イに定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者

エ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

オ 事業者で、次に掲げる者（ア）に掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。）のうち暴力団員又はアからエのいずれかに該当する者のあるもの

(ア) 事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）

(イ) 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者

(ロ) 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にある者であって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にあるもの

(ハ) 事実上事業者の経営に参加していると認められる者

カ アからオのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、公共工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者

(入札等除外措置等)

第3条 管理者は、有資格者が別表各号に掲げる措置要件に該当すると認めるときは、次の各号の規定に基づき、当該有資格者を公共工事等及び売払い等の契約から同表に定める期間において、排除する措置（以下「入札等除外措置」という。）を行うものとする。

(1) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者に対し、公共工事等及び売払い等に係る入札に参加するために必要な資格を与えないこと

(2) 入札の参加者の資格を有する者（以下「有資格者」という。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該有資格者を公共工事等及び売払い等に係る入札に参加させないこと

(3) 有資格者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、必要に応じ、その旨を公表すること

(4) 公共工事等に係る入札の参加者の資格の登録を正当な理由がなく取り下げ、かつ、当該登録を取り下げた日から1年を経過しない者であって、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められるものに対する前号に掲げる措置に準ずる措置

(5) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者を契約の相手方としないこと

(6) 公共工事等及び売払い等の契約相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該公共工事等及び売払い等の契約を解除すること

(7) 公共工事等の下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、契約相手方に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、契約相手方が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、契約相手方との当該公共工事等の契約を解除すること

(8) 前各号に掲げるもののほか、公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除を図るために必要な措置

2 前項の規定は、入札参加資格の登録を正当な理由がなく取り下げ、かつ、当該登録を取り下げた日から1年を経過しない者（以下「登録取下げ者」という。）及び入札等除外措置を受けた有資格者を構成員として含む共同企業体についても適用する。この場合において、別表中「有資格者」とあるのは「登録取下げ者」と読み替えるものとする。

3 管理者は、前2項の規定に基づき入札等除外措置を行った有資格者及び登録取下げ者について、入札等除外措置を行った日から別表各号に定める期間を経過し、かつ当該有資格者から入札等除外措置の解除の申出があり、別表各号のいずれの措置要件にも該当する事実がないと認めるときは、入札等除外措置を解除するものとする。この場合において管理者は、別表各号いずれの措置要件にも該当する事実がないことを証明する資料等の提出を求めることができる。

4 管理者は、第1項若しくは第2項の規定により入札等除外措置を行ったときは、その事実が別表各号に掲げる措置要件に該当する場合に応じ、それぞれに定める期間、当該措置を受けた者の氏名及び住所（法人である場合は、当該法人の名称、代表者の氏名及び事務所の所在地）、入札等除外措置の内容その他必要な事項を公表するものとする。

(誓約書の徴収等)

第12条 事務局長は、契約相手方に対し、当該契約相手方及びその下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者でないことをそれぞれが表明した誓約書を徴収し、本組合に提出するよう求めるものとする。ただし、契約金額が500万円未満となる公共工事等の契約（下請負人等との契約を含む。）について、事務局長が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

2 管理者は、前項に規定する誓約書を提出した契約相手方又はその下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者であると認めるとき（第3条の規定により入札等除外措置等を行う場合を除く。）は、当該誓約書違反者の氏名及び住所（法人である場合は、当該法人の名称、代表者の氏名及び事務所の所在地）、違反の内容その他必要な事項を次の各号に定める期間、公表するものとする。

(1) 暴力団員又は役員等のうち暴力団員の事業者に該当すると認められる場合当該認定をした日から2年

(2) 第2条第1項第5号に掲げる者（前号に該当する事業者を除く。）に該当すると認められる場合当該認定をした日から1年

3 管理者は、契約相手方が第1項に規定する誓約書を提出しないときは、その相手方と契約を締結しないよう取り扱うものとする。また、当該誓約書を提出しなかった有資格者に対し、大阪広域環境施設組合競争入札参加停止措置要綱に基づき停止措置を行うものとする。

記入例

令和 年 月 日

大阪広域環境施設組合
契約担当者 事務局長 様

支店登録の場合は支店の所在地を記入してください

住所又は事務所所在地
フリガナ

支店登録の場合は支店名称を記入してください

商号又は名称
フリガナ
氏名又は代表者名

受任者がいる場合は受任者名を記入してください

生年月日
受任者名

本組合に届けている使用印を押印してください

印

年 月 日生

代表者の生年月日を記入してください

誓約書

私は、貴組合が大阪広域環境施設組合契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、公共工事その他の事務事業により暴力団を利することとならないように、暴力団員及び暴力団密接関係者を入札、契約等から排除していることを承知したうえで、次に掲げる事項を誓約します。

1 私は、次の公共事業等を受注するに際して、暴力団員又は大阪広域環境施設組合契約関係暴力団排除措置要綱第2条第5号アからカまでに掲げる者のいずれにも該当しません。

工事又は業務の名称：

2 私は、大阪広域環境施設組合契約関係暴力団排除措置要綱第2条第5号アからカに掲げる者の該当の有無を確認するため、貴組合から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。

3 私は、本誓約書及び役員名簿等が貴組合から大阪府警察本部に提供されることに同意します。

4 私が本誓約書1に該当する事業者であると貴組合が他の地方公共団体その他公共団体から情報提供等を受け、又は貴組合の調査により判明した場合は、貴組合が大阪広域環境施設組合契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、大阪広域環境施設組合ホームページ等において、その旨を公表することに同意します。

5 私が大阪広域環境施設組合契約関係暴力団排除措置要綱第2条第8号に規定する下請負人等を使用する場合は、これら下請負人等（ただし、契約金額500万円未満のものは除く。）から誓約書を徴し、当該誓約書を貴組合に提出します。

6 私が使用する下請負人等が、本誓約書1に該当する事業者であると貴組合が他の地方公共団体その他公共団体から情報提供等を受け、又は貴組合の調査により判明し、貴組合から下請契約等の解除又は二次以降の下請負にかかる契約等の解除の指導を受けた場合は、当該指導に従います。

令和 年 月 日

大阪広域環境施設組合 事務局長 様

住所又は事務所所在地

商号又は名称

氏名又は代表者氏名

使用印

実績調書

案件名称	
契約金額	
発注者名	
契約日	
履行期限 (履行期間)	
案件概要	
備考	

※契約日から過去2年以内に (注1) 履行が完了 している (注2) 国又は地方公共団体 との契約実績を記載すること。

(注1) 長期継続契約に係る履行実績については、現在履行中であっても、12か月以上の期間履行されていれば、その契約を実績と認める。(長期継続契約の契約日が過去2年を超えている場合も可とする。)

(注2) 「国又は地方公共団体」には、特別地方公共団体(特別区、広域連合、一部事務組合等)を含み、外郭団体、独立行政法人及び特殊法人は該当しない。

※契約実績は、当該契約案件と種類及び規模をほぼ同じくするものであること。

※記載内容を証するものとして、契約書の写し(双方の押印がある表紙及び記載内容を証するページ)を添付すること。

記入例

別紙

契約保証金免除申請用 **様式**

令和 年 月 日

大阪広域環境施設組合 事務局長 様

支店登録の場合は、支店名称まで記入して下さい

住所又は事務所所在地
商号又は名称

支店登録の場合は、支店の所在地を記入して下さい

受任者がいる場合は、受任者名を記入して下さい

氏名又は代表者氏名

使用印

本組合に届けている使用印を押印して下さい

実績調書

案件名称	
契約金額	
発注者名	
契約日	
履行期限 (履行期間)	
案件概要	
備考	

※契約日から過去2年以内に (注1) 履行が完了 している (注2) 国又は地方公共団体 との契約実績を記載すること。

(注1) 長期継続契約に係る履行実績については、現在履行中であっても、12か月以上の期間履行されていれば、その契約を実績と認める。(長期継続契約の契約日が過去2年を超えている場合も可とする。)

(注2) 「国又は地方公共団体」には、特別地方公共団体(特別区、広域連合、一部事務組合等)を含み、外郭団体、独立行政法人及び特殊法人は該当しない。

※契約実績は、当該契約案件と種類及び規模をほぼ同じくするものであること。

※記載内容を証するものとして、契約書の写し(双方の押印がある表紙及び記載内容を証するページ)を添付すること。

入札参加資格審査申請書

令和 年 月 日

大阪広域環境施設組合

事務局長 蓑田 哲生 様

入札参加資格業者番号 ()

必ず記入してください

住所又は事務所所在地

商号又は名称

氏名又は代表者氏名

印

次の業務委託にかかる落札候補者となりましたので、下記のとおり入札参加資格審査資料を提出します。資料の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

なお、本件申請について提出する書類に記載された個人情報については、提出にあたり全て当該人物の同意を得ていることを誓約します。

記

1 業務委託の名称

- ・令和3年度舞洲工場低濃度PCB廃棄物収集運搬・処分業務委託

2 審査資料 (該当するものに☑)

○収集運搬する業務担当

積み込む場所及び積み下ろす場所を含む区域を管轄する都道府県知事 (又は政令市長※) の特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証の写し (ポリ塩化ビフェニル汚染物)。

廃油、トランス・コンデンサ等微量PCB混入電気機器及び処理しようとする物の区分に応じた汚染物の処理が含まれていること、かつ「収集又は運搬の有無」の区分が「有」と記載されている無害化処理の大臣認定証の写し (廃掃法施行令第2条の4第5号ロに規定するポリ塩化ビフェニル汚染物)。

裏面につづく

○処分する業務担当

当該処分を行う区域を管轄する都道府県知事（又は政令市長※）の特別管理産業廃棄物処分業の許可証の写し（ポリ塩化ビフェニル汚染物）。

廃油、トランス・コンデンサ等微量PCB混入電気機器及び処理しようとする物の区分に応じた汚染物の処理が含まれている無害化処理の大臣認定証の写し（廃掃法施行令第2条の4第5号ロに規定するポリ塩化ビフェニル汚染物）。

※政令市長とは、廃掃法施行令第27条第1項に規定する市長のことをいう。

3 連絡先

所属名

氏名

電話 () -